

この商品は新規の販売を停止しています。  
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

しっかり守る、じっくり攻める。  
**Life DO**  
[ライフドウ]  
スタンダード / ヴィンテージ

Life DO [ライフドウ] は、新ユニット・リンク保険 (有期型) に特別勘定グループ (日興型) が設定された商品です。  
ご契約の際には「特に重要なお知らせ」「ご契約のしおりー約款 / 特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。  
「ご契約のしおりー約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

この商品のご購入に際しては必ず、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

契約締結における担当者 (生命保険募集人) の役割について

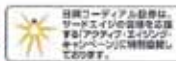
日興コーディアル証券株式会社の担当者 (生命保険募集人) は、お客様とクレディ・スイス生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してクレディ・スイス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、日興コーディアル証券株式会社は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、クレディ・スイス生命保険株式会社カスタマーサービスセンターまでご照会ください。

[募集代理店]

CORDIAL 日興コーディアル証券



お問い合わせは 日興コールセンター ☎ 0120-550-250

[引受保険会社]

CREDIT SUISSE LIFE & PENSIONS

クレディ・スイス生命保険株式会社

〒160-8335 東京都新宿区西新宿1-23-7  
新宿ファーストウエスト10F

カスタマーサービスセンター

☎ 0120-922-255 受付時間 / 月曜日～金曜日  
(祝日、年末年始の休日を除く)  
9:00～18:00  
http://www.cslife.co.jp

資産運用に、いっそう深みが増しました。

クレディ・スイス生命の  
新ユニット・リンク保険 (有期型) (無償公開) (一時的)



しっかり守る、じっくり攻める。

# Life DO

豊かで積極的なサードエイジを  
安心して楽しむために

## Life DO [ライフドゥ] の2つの特徴

しっかり守る  
**Defense**  
(ディフェンス)

**万一のときの安心**

死亡・高度障害時には  
一時払保険料(元本)を上回る  
死亡・高度障害保険金を保証。



じっくり攻める  
**Offense**  
(オフェンス)

**資産運用の楽しみ**

厳選された10種類の  
ファンド(特別勘定)を自由に組み合わせて  
積極的な資産運用が可能。

○ Life DO の DO とは、Defense (ディフェンス: 守り) と Offense (オフェンス: 攻め) の頭文字を組み合わせた言葉です。

## Life DO 選べる2つのパターン

大切な財産を守りたいあなたへ

*Vintage* ヴィンテージ

より大きな資産運用、相続対策にご活用いただけます。

### ご注意

Life DO ヴィンテージにご加入の際は、  
医師による診査または健康診断書等の原本のご提出が必要となります。

#### ○医師による診査

弊社の指定医療機関にて受診いただけます。

#### ○健康診断書等の原本のご提出

所定の健康診断書等の原本および告知書をご提出いただけます。

※健康状態によっては、ご契約を見合わせていただくことがあります。

豊かなサードエイジを夢見るあなたへ

*Standard* スタンダード

簡単なお手続きで資産づくりをはじめられます。

### ご注意

Life DO スタンダードにご加入の際は、

以下の項目について告知していただきます。

①過去5年以内の健康状態 ②身体の障害 ③職業

※上記①、②について、1つでも該当項目(「はい」)があった場合には、ご契約を見合わせていただきます。また、所定の告知書にありのまますべてご記入ください。告知していただいた内容が事実と異なっていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。ご了承のほどよろしくお願いいたします。



# Life DO ヴィンテージ 特徴としくみ

大切な財産を守りたいあなたへ



Point  
**I**

## より大きな資産を積極的に運用

10種類のファンド(特別勘定)による積極的な運用が可能  
積立金の移転(スイッチング)機能の有効活用

☞ 詳細は13~16ページをご参照ください

Point  
**II**

## 長期にわたる大型保障

90歳まで続く一時払保険料(元本)を上回る死亡・高度障害保障  
定額終身保障への移行も可能(ご契約後5年経過以降80歳まで)

※定額終身保障へ移行した場合には、保険金額は再計算され、移行後の死亡・高度障害保障の額は一時払保険料(元本)を下回る場合があります

☞ 詳細は11~12ページをご参照ください

Point  
**III**

## 相続対策に有効

納税資金準備対策

遺産分割対策

☞ 詳細は5~6ページをご参照ください

## 死亡・高度障害保険金および解約払戻金の推移(例)

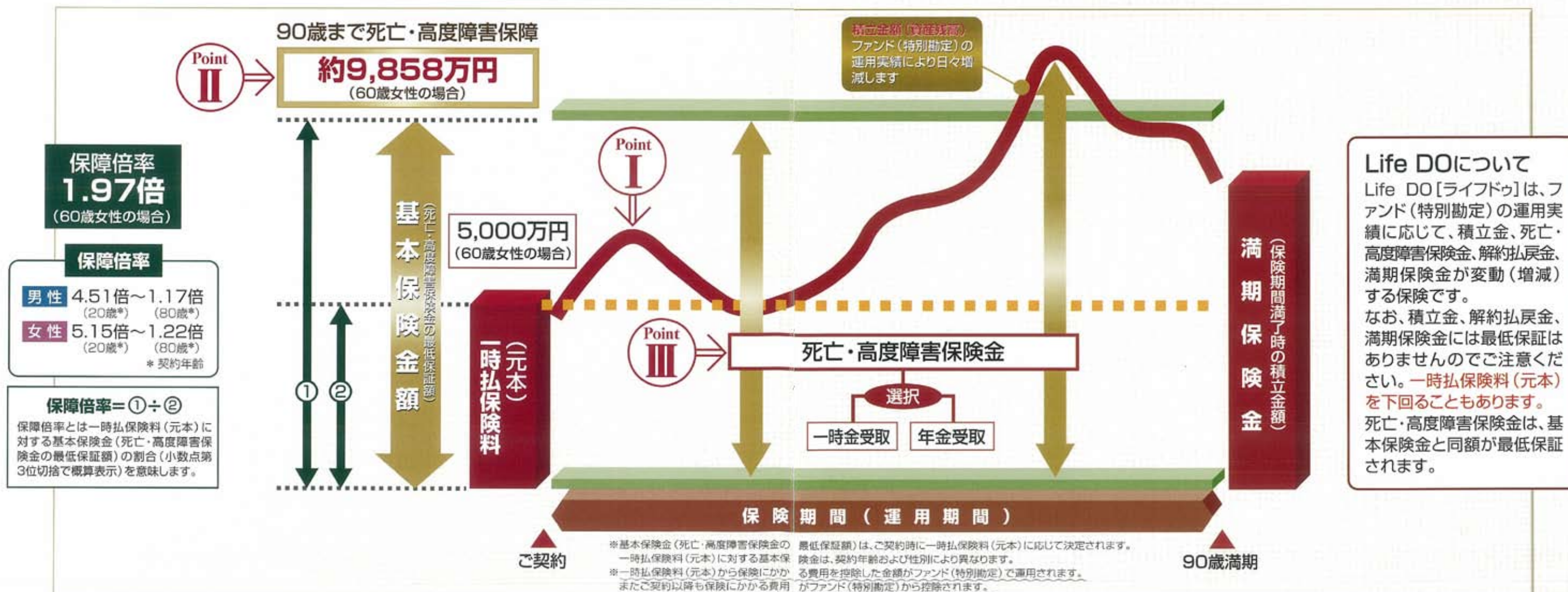
死亡・高度障害保険金は、基本保険金額(死亡・高度障害保険金の最低保証額)か積立金額(資産残高)のいずれか大きい方の金額が支払われます。

【ご契約例】 契約年齢：60歳 性別：女性 保険期間：90歳満期  
一時払保険料(元本)：50,000,000円  
基本保険金額(死亡・高度障害保険金の最低保証額)：98,585,000円

単位：万円 万円未満切捨てで概算表示

| 経過年数     | 3年<br>(63歳)         | 5年<br>(65歳) | 10年<br>(70歳) | 20年<br>(80歳) | 保険期間満了時<br>30年(90歳) |
|----------|---------------------|-------------|--------------|--------------|---------------------|
| 7%運用実績   | 死亡・高度障害保険金<br>9,858 | 9,858       | 9,858        | 17,183       | 33,519              |
|          | 解約払戻金<br>5,762      | 6,505       | 8,888        | 17,183       | 33,519              |
| 3.5%運用実績 | 死亡・高度障害保険金<br>9,858 | 9,858       | 9,858        | 9,858        | 9,858               |
|          | 解約払戻金<br>5,205      | 5,476       | 6,200        | 7,792        | 9,858               |
| 0%運用実績   | 死亡・高度障害保険金<br>9,858 | 9,858       | 9,858        | 9,858        | 9,858               |
|          | 解約払戻金<br>4,688      | 4,592       | 4,312        | 3,504        | 2,572               |

上記の死亡・高度障害保険金および解約払戻金の数値は、例示の運用実績が保険期間中一定でそのまま推移したものと仮定して計算したものであり、将来のお支払額をお約束するものではありません。例示の運用実績は、特別勘定にかかわるもので、保険料全体に対するものではありません。また運用実績は上限または下限を示すものではありませんので、0%を下回り運用実績がマイナスになる場合もあります。



## Life DOについて

Life DO[ライフドゥ]は、ファンド(特別勘定)の運用実績に応じて、積立金、死亡・高度障害保険金、解約払戻金、満期保険金に変動(増減)する保険です。

なお、積立金、解約払戻金、満期保険金には最低保証はありませんのでご注意ください。一時払保険料(元本)を下回ることもあります。

死亡・高度障害保険金は、基本保険金と同額が最低保証されます。



## 死亡保険金を利用した納税資金対策が可能

### ＜前提＞

- 被相続人：50歳女性
- 相続人：子供2人
- 相続財産：10億円  
(現預金等：3億円/土地・建物等：7億円)

#### 対策前

～今相続が発生した場合～



### ＜Life DO [ライフドゥ] 契約例＞

- 契約者・被保険者：被相続人(50歳女性)
- 死亡保険金受取人：相続人(子供2人)
- 一時払保険料(元本)：10,000万円
- 基本保険金額：25,325万円

#### 対策後

～預貯金等3億円のうち1億円を一時払保険料(元本)としてLife DOに加入し、相続が発生した場合～



## 死亡保険金を利用した遺産分割対策が可能

### ＜遺産の分割＞



### ＜Life DO [ライフドゥ] の死亡保険金は？＞



## 死亡保険金の非課税枠の活用

死亡保険金受取人が法定相続人の場合、一定の金額(500万円×法定相続人数)が相続時に非課税となる特典があります。

※「契約者・被保険者が同一」であることが必要です。また、相続時の非課税枠はすべての死亡保険金と合算して適用されます。

## 年金支払特約の活用 (死亡保険金を年金形式で分割受取された場合)

### ＜前提＞

- 被相続人：夫
- 相続人：妻・子供2人
- 生命保険金の非課税枠：500万円×3人

### ＜Life DO [ライフドゥ] 契約例＞

- 契約者・被保険者：被相続人(夫)
- 死亡保険金受取人：相続人(妻・子供2人)
- 年金の内容：年金額：500万円、年金種類：20年確定年金  
20年間の年金受取見込総額：10,000万円

死亡保険金を一括ではなく  
毎年年金としてご家族のもとへお届けするので、  
のこされたご家族の生活費が保障され安心です。



※受け取った年金については所得税(雑所得)・住民税が課税されます。  
※相続時の死亡保険金の非課税枠は他のすべての死亡保険金と合算して適用されます。  
※上記はご契約時に「年金支払特約」を付加しており、受取人がその特約を変更しない場合の取扱いです。被保険者の死亡後に特約を付加・変更する場合には一部取扱いが異なります。また、年金額が12万円に満たないときは、年金でのお支払いはできません。

## 相続時精算課税制度の活用

相続税の納税資金を少しでも多く確保したい方におすすめのプランです。Life DO [ライフドゥ] は一時払保険料(元本)を上回る死亡・高度障害保険金が最低保証されます。また、死亡保険金は遺産分割協議の対象ではありませんので現金化もスムーズです。

☞ 詳細は18ページをご参照ください

※2004年7月現在の税制によるもので将来変更されることがあります。税金にかかる個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認、ご相談ください。



# Life DO スタンダード 特徴としくみ

豊かなサードエイジを夢見るあなたへ



Point  
I

## 手ごろにはじめられる資産づくり

10種類のファンド(特別勘定)による積極的な運用が可能  
積立金の移転(スイッチング)機能の有効活用

☞ 詳細は9ページおよび13～16ページをご参照ください

Point  
II

## 長期にわたる死亡保障

90歳まで続く一時払保険料(元本)を上回る死亡・高度障害保障  
定額終身保障への移行も可能(ご契約後5年経過以降80歳まで)

[※定額終身保障へ移行した場合には、保険金額は再計算され、移行後の死亡・高度障害保障の額は一時払保険料(元本)を下回る場合があります]

☞ 詳細は10ページおよび11～12ページをご参照ください

Point  
III

## 告知扱で簡単な手続き

80歳まで告知扱にて加入可能

☞ 詳細は2ページおよび10ページをご参照ください

## 死亡・高度障害保険金および解約払戻金の推移(例)

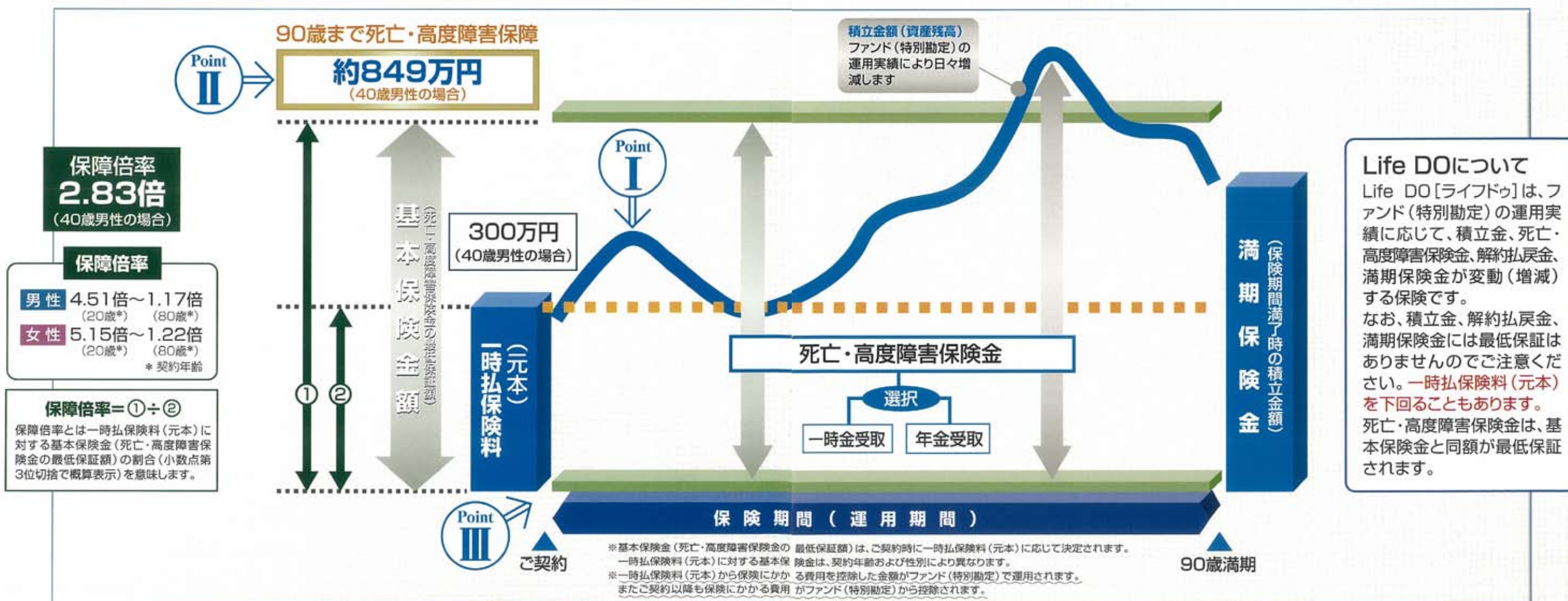
死亡・高度障害保険金は、基本保険金額(死亡・高度障害保険金の最低保証額)か積立金額(資産残高)のいずれか大きい方の金額が支払われます。

[ご契約例] 契約年齢: 40歳 性別: 男性 保険期間: 90歳満期  
一時払保険料(元本): 3,000,000円  
基本保険金額(死亡・高度障害保険金の最低保証額): 8,494,200円

単位: 万円 万円未満切捨て概算表示

| 経過年数            | 3年<br>(43歳) | 5年<br>(45歳) | 10年<br>(50歳) | 20年<br>(60歳) | 保険期間満了時<br>50年(90歳) |
|-----------------|-------------|-------------|--------------|--------------|---------------------|
| 7% 死亡・高度障害保険金   | 849         | 849         | 849          | 998          | 7,433               |
| 7% 解約払戻金        | 343         | 386         | 525          | 998          | 7,433               |
| 3.5% 死亡・高度障害保険金 | 849         | 849         | 849          | 849          | 849                 |
| 3.5% 解約払戻金      | 310         | 326         | 369          | 469          | 849                 |
| 0% 死亡・高度障害保険金   | 849         | 849         | 849          | 849          | 849                 |
| 0% 解約払戻金        | 279         | 273         | 257          | 213          | 0                   |

上記の死亡・高度障害保険金および解約払戻金の数値は、例示の運用実績が保険期間中一定でそのまま推移したものと仮定して計算したものであり、将来のお支払額をお約束するものではありません。例示の運用実績は、特別勘定にかかわるもので、保険料全体に対するものではありません。また運用実績は上限または下限を示すものではありませんので、0%を下回り運用実績がマイナスになる場合もあります。



**Life DOについて**  
Life DO [ライフドゥ] は、ファンド(特別勘定)の運用実績に応じて、積立金、死亡・高度障害保険金、解約払戻金、満期保険金に変動(増減)する保険です。  
なお、積立金、解約払戻金、満期保険金には最低保証はありませんのでご注意ください。**一時払保険料(元本)を下回ることもあります。**  
死亡・高度障害保険金は、基本保険金と同額が最低保証されます。



# Life DO スタンダード ご活用例



## ゆとりあるサードエイジを楽しむために



年間平均余暇費用  
出典：社会経済生産性本部「レジャー白書2003」

## 手ごろにはじめられる資産づくり

### ●10種類のファンド(特別勘定)による積極的な運用が可能

日本株式による積極的な運用や債券・不動産投信による運用など幅広いファンド(特別勘定)から選択することが可能です。

また、これらのファンド(特別勘定)を組み合わせることで、国際分散投資が可能です。

### ●ご契約後、ファンド(特別勘定)の組み合わせの変更が可能

年間12回までファンド(特別勘定)の組み合わせを無料で変更できるスイッチング機能があります(13回目からは1回につき1,000円を積立金から控除します)。

スイッチング時の運用収益に対する課税はありません。

### ●保険ならではの有利な税制

運用収益があっても、解約時や満期保険金受取時まで課税は行われず、全額再投資されますので、複利の運用効果が期待できます。

(2004年7月現在の税制による)

## 万一の際にかかる費用は…



※1 出典：東京都生活文化局「葬儀に関する費用等調査報告書」(平成14年3月)  
※2 出典：財団法人日本消費者協会「第6回葬儀についてのアンケート調査報告書」  
※3 出典：生命保険文化センター「平成15年度 生命保険に関する全国実態調査」

## 医師による診査なしで死亡・高度障害保障の準備が可能

### ●高齢の方でも簡便な手続きで死亡・高度障害保障の準備が可能

80歳の方でも簡単な告知で、最大1,000万円の死亡・高度障害保障を準備することができます。医師による健康診断は必要ありません。

### ●90歳まで続く一時払保険料を上回る死亡・高度障害保障

※定額終身保障へ移行した場合には、保険金額は再計算され、一時払保険料(元本)を下回ることがあります。

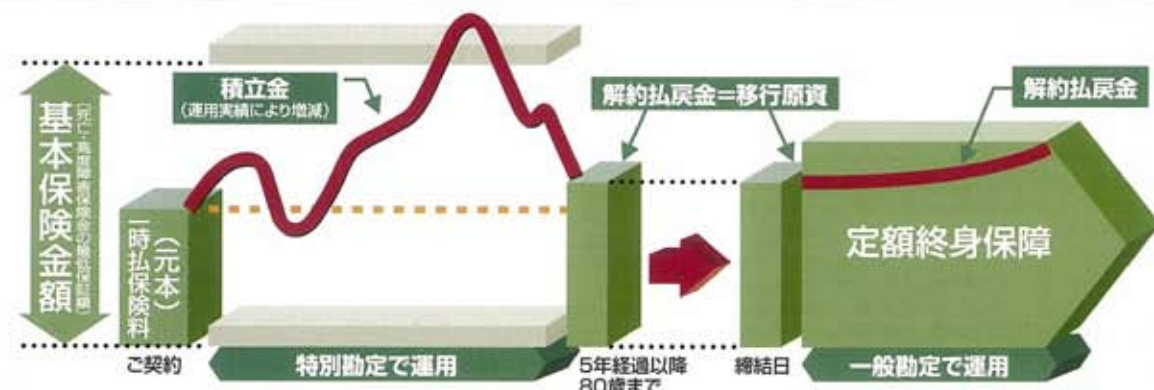




# Life DO “Defense (ディフェンス)” の特徴

現在、定額終身保障移行特約の取り扱いが停止しております。

定額終身保障移行特約 …… 生涯の保障を準備したい方へ



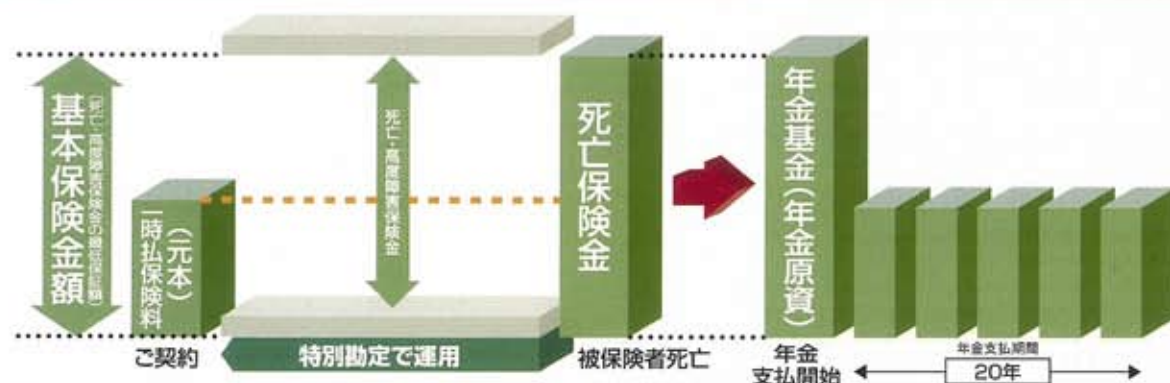
**Point I** ご契約後5年経過以降80歳まで、定額終身保障に移行することができます。

**Point II** 移行時の健康状態にかかわらず生涯の死亡保障を得ることができます。定額終身保障への移行後は移行時の解約払戻金により計算した保険金額が生涯保障されます。

**Point III** 定額終身保障への移行後は、特別勘定での運用は中止され、一般勘定で運用されます。

※ご契約によっては定額終身保障への移行をお取り扱いできない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご参照ください。

年金支払特約 …… 年金形式で死亡保険金を受取りたい方へ



**Point I** 死亡保険金を年金で受け取ることができます。  
※ご契約時に選択できる年金のタイプは「20年確定年金」となります。年金額が12万円に満たない場合には年金でのお支払いはできません。

**Point II** 年金支払特約で年金を受け取る権利は、「年金受給権の評価（相続税法第24条）」で評価されます。詳細は6ページおよび17ページをご参照ください。

**Point III** 死亡保険金受取人が法定相続人の場合、生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）が適用されます。

（2004年7月現在の税制による）

※法人契約の場合は、年金支払特約のお取扱いをいたしませんのでご注意ください。



リビング・ニーズ特約 …… 生前に死亡保険金を受取りたい方へ

**Point I** 生前に死亡保険金をお受取りになれます。

被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合、生前に死亡保険金の一部または全部を被保険者がお受取りになれます（金額に制限があります）。

実際のお受取り金額は、ご請求の保険金額から6カ月分の利息などを差し引いた金額となります。

**Point II** お受取りになる保険金は非課税扱いとなります。

リビング・ニーズ特約による保険金については、税法上非課税扱いとなります。

☞ 詳細は17ページをご参照ください

**Point III** 「指定代理請求制度」をご利用になれます。

被保険者がリビング・ニーズ特約の保険金を請求できない特別な事情（被保険者本人が自らの病状を知らない場合など）があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代請求理人が被保険者の代理人として保険金を請求できます。

ご契約の際指定代理請求人をご指定される場合は、「被保険者の戸籍上の配偶者（※）」または「被保険者の3親等内の親族（※）」を申込書の指定の欄にご記入ください。

（※）同居または生計を一にしているなど条件があります。

※リビング・ニーズ特約の詳細なお取扱いについては、「ご契約のしおり-約款」をご参照ください。法人契約の場合は、リビング・ニーズ特約のお取扱いをいたしませんのでご注意ください。

3つの特約の保険料は不要です。



# Life DO “Offense (オフense)” の特徴①

## ファンドラインナップ

### “じっくり攻める”10種類のファンド(特別勘定)による積極的な運用

| 特別勘定の種類 | 特別勘定の運用方針                                                                                                                                 | 主な運用対象の投資信託          | 投資信託の信託報酬                                 | 投資信託の運用会社                                                                                             | リスク・クラス(RC) |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 日本株     | <b>日本株投資力学ファンド</b><br>日本の経済および産業構造の中長期的展望に基づき、今後有望とみられる成長産業、成長企業の国内株式をトップダウンで選択する投資信託に主に投資することによって東証株価指数を中長期的に上回る投資成果をあげることが目標にします。       | 日興アクティブ・ダイナミクス(投資力学) | 年率2.10%程度 <sup>(※1)</sup><br>(税抜2.00%程度)  | 日興アセットマネジメント株式会社                                                                                      | RC4         |
|         | <b>日本株ジパングファンド</b><br>日本の経済および産業構造の中長期的展望に基づき、今後有望とみられる成長産業、成長企業の国内株式をボトムアップで選択する投資信託に主に投資することによって東証株価指数を中長期的に上回る投資成果をあげることが目標にします。       | 日興ジャパンオープン(ジパング)     | 年率1.806%程度 <sup>(※1)</sup><br>(税抜1.72%程度) | 日興アセットマネジメント株式会社                                                                                      | RC4         |
|         | <b>日本株エボリューションファンド</b><br>全世界の経済動向および産業構造の中長期的展望に基づき、今後有望とみられる国内株式を主な投資対象 <sup>(※2)</sup> とする投資信託に主に投資することによって中長期的な投資成果を積極的にあげることが目標にします。 | 日興エボリューション           | 年率2.10%程度 <sup>(※1)</sup><br>(税抜2.00%程度)  | (運用会社) 日興アセットマネジメント株式会社<br>(運用再委託会社) ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社<br>(投資助言会社) 日興グローバルアセットマネジメント(U.S.A.)インク | RC4         |
|         | <b>日本株インデックス225ファンド</b><br>国内上場株式に投資することにより、日経平均株価指数に連動した投資成果をあげることが目標にします。                                                               | インデックスファンド225        | 年率0.546%程度<br>(税抜0.52%程度)                 | 日興アセットマネジメント株式会社                                                                                      | RC4         |
|         | <b>日本株インデックスTOPIXファンド</b><br>国内上場株式に投資することにより、東証株価指数に連動した投資成果をあげることが目標にします。                                                               | インデックスファンドTSP        | 年率0.546%程度<br>(税抜0.52%程度)                 | 日興アセットマネジメント株式会社                                                                                      | RC4         |

●新ユニット・リンク保険(有期型)には、複数の特別勘定グループが設定されている場合があります。新ユニット・リンク保険(有期型)のお申込みの際に特別勘定グループを指定してください。新ユニット・リンク保険(有期型)「Life DO [ライフドゥ]」は、「特別勘定グループ(日興型)」が設定されています。新ユニット・リンク保険(有期型)「Life DO [ライフドゥ]」の保険料の繰入および積立金の移転は「特別勘定グループ(日興型)」に属する特別勘定(上記の特別勘定)に限定され、「特別勘定グループ(日興型)」以外の特別勘定グループに属する特別勘定への保険料の繰入および積立金の移転は行えません。

●新ユニット・リンク保険(有期型)には「特別勘定グループ(日興型)」以外にも特別勘定グループが設定されている場合があります。ご加入される窓口により特別勘定グループが異なる場合があります。「特別勘定グループ(日興型)」以外の特別勘定グループについてはクレディ・スイス生命カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。



#### ■RC (R&I) 投資リスク・クラス

| リスク分類 | 価格変動リスク <sup>(※)</sup> の目安        |
|-------|-----------------------------------|
| RC5   | 価格変動リスク <sup>(※)</sup> が30%超      |
| RC4   | 価格変動リスク <sup>(※)</sup> が15%超30%以下 |
| RC3   | 価格変動リスク <sup>(※)</sup> が5%超15%以下  |
| RC2   | 価格変動リスク <sup>(※)</sup> が5%以下      |
| RC1   | 安定した利回りを目指すファンド                   |

「RC」(R&I)投資リスク・クラスとは、投資信託の価格変動リスクの大きさを示す分類であり、格付投資情報センター(R&I)が中立・公正な立場から開発したものです。この基準に基づき、Life DO [ライフドゥ]のファンド(特別勘定)についても、各ファンド(特別勘定)の主な運用対象の投資信託の情報等により、格付投資情報センターが分類を行いました。各ファンド(特別勘定)に対する分類は格付投資情報センターの見解を示すもので、投資の参考となる情報提供のみを目的としています。ご契約者様に特定ファンド(特別勘定)の選択・継続・移転を推奨するものではありません。また、「RC」は信頼すべき情報にもとづいた格付投資情報センターの見解であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されていません。当「RC」作成にあたってのファンド(特別勘定)の評価は、格付投資情報センターが日興・コーディアル証券から所定の手数料を受領して行ったものです。

※価格変動リスクは月間収益率の標準偏差を年率換算したものであり、ファンドごとに過去における上記数値を目安に運用状況等も加味してリスク分類が行われています。当リスク分類は将来の運用実績を保証するものではありません。また、当リスク分類は将来変更の可能性もあります。

| 特別勘定の種類  | 特別勘定の運用方針                                                                                                                                                               | 主な運用対象の投資信託                              | 投資信託の信託報酬                 | 投資信託の運用会社                                                                                                          | リスク・クラス(RC) |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 世界株      | <b>グローバルグロースファンド</b><br>日本を含む世界主要先進国の株式の中から特に世界的に競争力に優れた成長企業の株式に投資し、外貨建ベースの優れた収益の獲得を目指す投資信託に主に投資することによって、中長期的な観点から、日本を含む世界主要先進国の株式市場全体(MSCIワールド指数)の動きを上回る投資成果の獲得を目指します。 | Gグロース                                    | 年率1.365%程度<br>(税抜1.30%程度) | (運用会社) 日興アセットマネジメント株式会社<br>(運用再委託会社) ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー                                                    | RC4         |
|          | <b>グローバルソブリン債券ファンド</b><br>世界先進国の信用度の高いソブリン債 <sup>(※3)</sup> を中心に分散投資する投資信託に主に投資することによって、安定した収益の確保と長期的な成長を目指します。                                                         | 日興・GS世界ソブリン・ファンドVA                       | 年率1.124%程度<br>(税抜1.07%程度) | (運用会社) 日興アセットマネジメント株式会社<br>(投資助言会社) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社                                                    | RC3         |
| 世界債券     | <b>グローバルリートファンド</b><br>世界各国の上場不動産投資(REIT=Real Estate Investment Trust)を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、中長期的に高い投資成果をあげることが目標とします。                                              | 日興・AMPグローバルREITファンド(6ヵ月決算型)              | 年率1.575%<br>(税抜1.50%)     | (運用会社) 日興アセットマネジメント株式会社<br>(投資再委託会社) AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド                                                        | RC4         |
| 世界不動産    | <b>グローバルカレンシーファンド</b><br>短中期債を主な投資対象とし、通貨運用により超過収益を追求する投資信託に主に投資することにより、短期金利を上回る投資成果をあげることが目標にします。                                                                      | メロン・オフショア・ファンズ・日興グローバル・カレンシー・ファンド(円建クラス) | 年率1.55%程度 <sup>(※4)</sup> | (管理会社) メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション<br>(投資運用会社) メロン・グローバル・インベストメント・リミテッド<br>(副投資運用会社) メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション | RC3         |
| 世界通貨     | <b>マネーファンド</b><br>他のファンドで運用している資金の一時待避を目的に安定した運用を目指します。主に国内の公社債および短期金融商品を中心に投資することにより、安定した収益をあげることが目標にします。                                                              | 日興MRF(マネー・リザーブ・ファンド)                     | 年率0.011%程度<br>(税抜0.01%程度) | 日興アセットマネジメント株式会社                                                                                                   | RC1         |
| 円建短期金融資産 |                                                                                                                                                                         |                                          |                           |                                                                                                                    |             |

(※1) 投資信託の運用成績により変動します。

(※2) 国内株式を主要投資対象としますが、有望な投資対象が国内にない場合は、30%を上限として海外株式に投資することがあります。

(※3) ソブリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。主要先進国の国債や世界銀行、アジア開発銀行など国際機関が発行する債券が含まれます。

(※4) 投資信託の管理報酬等の費用となります。

●特別勘定および特別勘定の主な運用対象になる投資信託の内容が変更になることもあります。



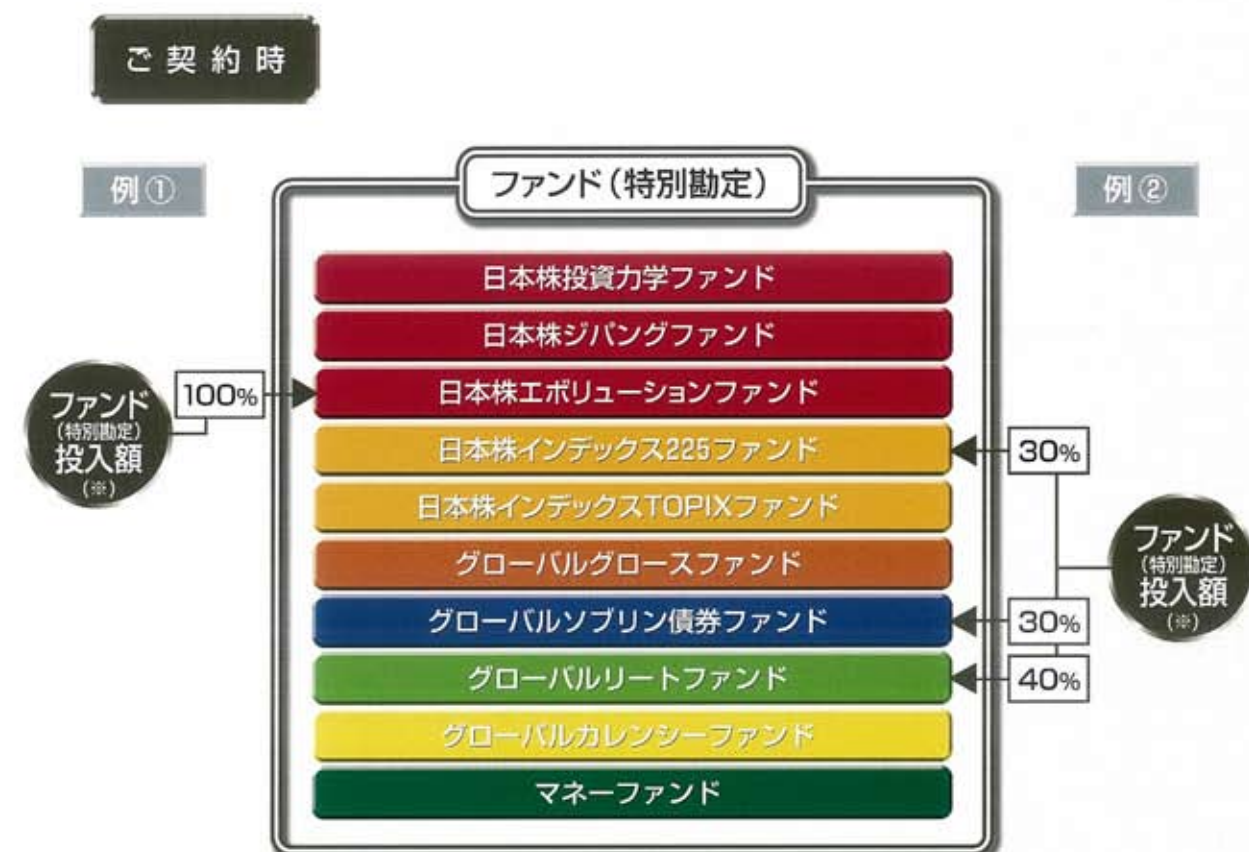
# Life DO “Offense (オフense)” の特徴②

## “じっくり攻める”10種類のファンド(特別勘定)による積極的な運用

お客様ご自身に選択いただいたファンド(特別勘定)で運用します。  
ご契約後も、機動的にファンド(特別勘定)の組み合わせ(ポートフォリオ)の変更が可能です。

### ファンド(特別勘定)の選択例

複数のファンド(特別勘定)から、1つまたは2つ以上のファンド(特別勘定)を1%単位で自由に選択いただくことが可能です。



上記のイメージ図はファンド(特別勘定)の繰入割合の例を示したもので、例示のファンドを推奨するものではありません。

(※)ファンド(特別勘定)投入額の運用開始時期について  
一時払保険料(元本)のうちファンド(特別勘定)で運用される分の金額は、契約日にファンド(特別勘定)へ繰入れられ運用が開始されます。契約日は当社の契約上の責任が開始する日(責任開始日)の属する月の翌1日となります。

#### スイッチング(積立金の移転)の効力発生日

積立金を移転する場合、16ページの表の特別勘定の移転日から将来に向かって移転の効力を発生します。なお、移転日が異なる複数の積立金を移転する場合には、最も遅い特別勘定の移転日が、移転手続きをする契約のすべての特別勘定に適用されます。

## スイッチング(積立金の移転)例

お客様ご自身の判断で、ファンド(特別勘定)の組み合わせ(ポートフォリオ)の変更が可能です。年間12回までは手数料なしで変更が可能です(年間13回以上は1回につき1,000円を積立金より控除します)。スイッチング時の課税はありません。

### ご契約後



上記のイメージ図はファンド(特別勘定)のスイッチング(積立金の移転)の例を示したもので、例示のファンドを推奨するものではありません。

| 特別勘定の種類            | 適用される<br>ユニット・プライス              | 移転日                   | 特別勘定の種類        | 適用される<br>ユニット・プライス                       | 移転日                    |
|--------------------|---------------------------------|-----------------------|----------------|------------------------------------------|------------------------|
| 日本株投資力学ファンド        | 会社が<br>受付けた日末の<br>ユニット・<br>プライス | 会社が<br>受付けた日の<br>翌営業日 | グローバルグロースファンド  | 会社が<br>受付けた日の<br>翌営業日末の<br>ユニット・<br>プライス | 会社が<br>受付けた日の<br>翌々営業日 |
| 日本株ジバングファンド        |                                 |                       |                |                                          |                        |
| 日本株エボリューションファンド    |                                 |                       |                |                                          |                        |
| 日本株インデックス225ファンド   |                                 |                       |                |                                          |                        |
| 日本株インデックスTOPIXファンド |                                 |                       |                |                                          | グローバルリートファンド           |
| マネーファンド            |                                 |                       | グローバルカレンシーファンド |                                          |                        |

※「ユニット・プライス」とは特別勘定の運用実績を把握するための便覧上の参考値で、特別勘定の運用を開始した時点から「100」として指数化したものです。ユニット・プライスは特別勘定にかかる費用を控除したあとの数値となります。

※移転日が異なる複数の積立金を移転する場合には、最も遅い特別勘定の移転日が移転手続きをする契約のすべての特別勘定に適用されます。

### ●運用収益の課税繰り延べ

特別勘定の主な運用対象となる投資信託の分配金は課税されることなく、自動的に再投資されます。これにより長期の資産運用において優れた複利運用効果を期待できます。(2004年7月現在の税制による)

#### A. 20%課税される商品の場合

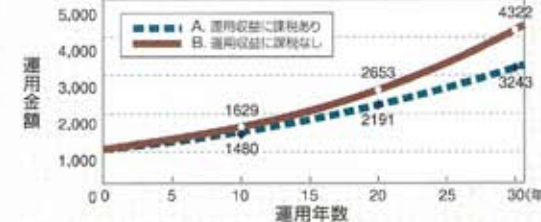


#### B. Life DO [ライフドゥ] の場合



#### 1,000万円の資金を年率5%で運用した場合の運用比較

(運用収益に課税ありの場合は、運用収益の20%が課税されるものとして計算)



※上記データは、運用比較の一般例であり、Life DO [ライフドゥ] の運用についての例示ではありません。



# 税金のお取扱い

## 保険料支払時の税務

- 生命保険料控除…… お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます。

## 保険期間（運用期間）中の税務

- 解約・減額時の税務…… 運用収益（解約払戻金から払込保険料を差し引いた金額）に対して課税されます。

| 契約日から解約までの期間 | 課 税                |
|--------------|--------------------|
| 5年以内         | 20%源泉分離課税          |
| 5年超          | 所得税〈一時所得（*）〉および住民税 |

- 死亡保険金を一時金受取された場合の税務…… 契約形態によって異なります。

| 契約者  | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 課 税                |
|------|------|----------|--------------------|
| A(夫) | A(夫) | B(妻)     | 相続税                |
| A(夫) | B(妻) | A(夫)     | 所得税〈一時所得（*）〉および住民税 |
| A(夫) | B(妻) | C(子)     | 贈与税                |

- 死亡保険金を年金形式で分割受取された場合の税務…… 契約形態や年金受取の申出時期により異なります。

| 契約者  | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 年金受取申出時期                             | 保険金支払事由発生時の課税               | 年金受取時の課税          |
|------|------|----------|--------------------------------------|-----------------------------|-------------------|
| A(夫) | B(妻) | A(夫)     | 死亡日前に申出                              | なし                          | 所得税〈雑所得（*）〉および住民税 |
|      |      |          | 死亡日後に申出                              | 所得税〈一時所得（*）〉および住民税          |                   |
| A(夫) | A(夫) | B(妻)     | 死亡日前に契約者より申出があり、死亡日後に受取人より変更の申出がない場合 | 相続税法第24条の規定により評価した価額に対して相続税 |                   |
|      |      |          | 死亡日後に申出                              | 死亡保険金に対して相続税                |                   |

- 高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約保険金を受取られた場合の税務

高度障害保険金は、受取人が被保険者および被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にする親族の場合、非課税となっています。リビング・ニーズ特約の保険金についても、同様に非課税となります。またリビング・ニーズ特約の保険金を指定代理請求人が受け取った場合も非課税となります。

## 保険期間満了時の税務

- 満期保険金を受取られた場合の税務

| 契約者   | 満期保険金受取人 | 課 税                |
|-------|----------|--------------------|
| A(本人) | A(本人)    | 所得税〈一時所得（*）〉および住民税 |

※2004年7月現在の税制によるもので将来変更されることがあります。税金にかかる個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

## 相続時精算課税制度の活用



### 相続時精算課税制度の概要

- 贈与者は65歳以上の父または母、受贈者は満20歳以上の子です。父・母それぞれが贈与者になることができます。受贈者となる子の人数に制限はありません。
- 申告を前提に、子1人あたり2,500万円まで贈与税が非課税です。これを超える部分には一律20%が課税されます。



- 相続時には贈与時の時価で相続財産として加算されます。

### 贈与された資金でLife DO [ライフドゥ] に加入

#### 〈Life DO [ライフドゥ] 契約例〉

- 契約者：子供
- 被保険者：父または母
- 死亡保険金受取人：子供

| 契約者 | 被保険者  | 死亡保険金受取人 |
|-----|-------|----------|
| 子供  | 父または母 | 子供       |

相続税の納税資金を少しでも多く確保したい方におすすめのプランです。Life DO [ライフドゥ] は一時払保険料（元本）を上回る死亡・高度障害保険金が最低保証されます。また、死亡保険金は遺産分割協議の対象ではありませんので現金化もスムーズです。



#### \* Column

一時所得… 他の一時所得と合算して特別控除年間50万円までは非課税で、50万円を超える部分の2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。  
雑所得… 他の所得と合算して総合課税されます。



# 基本保険金(死亡・高度障害保険金の最低保証額)の例

一時払保険料(元本)および基本保険金(死亡・高度障害保険金の最低保証額)は、契約年齢・性別によって限度額(上限・下限)があります。一時払保険料(元本)に応じ、基本保険金(死亡・高度障害保険金の最低保証額)の金額が決定されます。以下の表中に記載のない一時払保険料(元本)および基本保険金(死亡・高度障害保険金の最低保証額)については、日興コーディアル証券株式会社(募集代理店)の取扱担当者にお問い合わせください。

| 男 性 |      |            |             |             |              |              |
|-----|------|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
|     | 保障倍率 | 一時払保険料(元本) |             |             |              |              |
|     |      | 200万円      | 500万円       | 1,000万円     | 3,000万円      | 5,000万円      |
| 30歳 | 3.62 | 7,240,000円 | 18,100,000円 | 36,200,000円 | 108,600,000円 | 181,000,000円 |
| 35歳 | 3.20 | 6,411,400円 | 16,028,500円 | 32,057,000円 | 96,171,000円  | 160,285,000円 |
| 40歳 | 2.83 | 5,662,800円 | 14,157,000円 | 28,314,000円 | 84,942,000円  | 141,570,000円 |
| 45歳 | 2.50 | 5,000,600円 | 12,501,500円 | 25,003,000円 | 75,009,000円  | 125,015,000円 |
| 50歳 | 2.21 | 4,420,200円 | 11,050,500円 | 22,101,000円 | 66,303,000円  | 110,505,000円 |
| 55歳 | 1.95 | 3,917,400円 | 9,793,500円  | 19,587,000円 | 58,761,000円  | 97,935,000円  |
| 60歳 | 1.74 | 3,494,400円 | 8,736,000円  | 17,472,000円 | 52,416,000円  | 87,360,000円  |
| 65歳 | 1.56 | 3,132,200円 | 7,830,500円  | 15,661,000円 | 46,983,000円  | 78,305,000円  |
| 70歳 | 1.41 | 2,824,000円 | 7,060,000円  | 14,120,000円 | 42,360,000円  | 70,600,000円  |
| 75歳 | 1.28 | 2,568,600円 | 6,421,500円  | 12,843,000円 | 38,529,000円  | 64,215,000円  |
| 80歳 | 1.17 | 2,358,000円 | 5,895,000円  | 11,790,000円 | 35,370,000円  | ※            |

| 女 性 |      |            |             |             |              |              |
|-----|------|------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
|     | 保障倍率 | 一時払保険料(元本) |             |             |              |              |
|     |      | 200万円      | 500万円       | 1,000万円     | 3,000万円      | 5,000万円      |
| 30歳 | 4.12 | 8,252,200円 | 20,630,500円 | 41,261,000円 | 123,783,000円 | 206,305,000円 |
| 35歳 | 3.66 | 7,327,000円 | 18,317,500円 | 36,635,000円 | 109,905,000円 | 183,175,000円 |
| 40歳 | 3.24 | 6,488,600円 | 16,221,500円 | 32,443,000円 | 97,329,000円  | 162,215,000円 |
| 45歳 | 2.86 | 5,735,800円 | 14,339,500円 | 28,679,000円 | 86,037,000円  | 143,395,000円 |
| 50歳 | 2.53 | 5,065,000円 | 12,662,500円 | 25,325,000円 | 75,975,000円  | 126,625,000円 |
| 55歳 | 2.23 | 4,470,600円 | 11,176,500円 | 22,353,000円 | 67,059,000円  | 111,765,000円 |
| 60歳 | 1.97 | 3,943,400円 | 9,858,500円  | 19,717,000円 | 59,151,000円  | 98,585,000円  |
| 65歳 | 1.73 | 3,478,200円 | 8,695,500円  | 17,391,000円 | 52,173,000円  | 86,955,000円  |
| 70歳 | 1.53 | 3,077,600円 | 7,694,000円  | 15,388,000円 | 46,164,000円  | 76,940,000円  |
| 75歳 | 1.36 | 2,738,800円 | 6,847,000円  | 13,694,000円 | 41,082,000円  | 68,470,000円  |
| 80歳 | 1.22 | 2,455,000円 | 6,137,500円  | 12,275,000円 | 36,825,000円  | ※            |

- 契約年齢はお申込みされた日の満年齢ではありません。契約年齢の計算については、「ご契約に際して(P.20)」の「契約年齢(満年齢)」の欄をご参照ください。
- 上記表中の「※」の範囲はお取り扱いしません。
- 上記表中の「保障倍率」とは、一時払保険料(元本)に対する基本保険金(死亡・高度障害保険金の最低保証額)の割合(小数点第3位切捨て概算表示)を意味します。
- Life DO[ライフドゥ]は、「一時払保険料(元本)」をもとに「基本保険金額」を計算する「保険料建」の商品です。

# ご契約に際して

## お申込みについて

|               |                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 診査区分          | 告知書扱・診査扱                                                                                                                                                                                                                     |
| 契約年齢(満年齢)     | 20歳から80歳<br>お申込みされる日とその翌月1日までの間に生年月日がある方はご注意ください。Life DO[ライフドゥ]の場合、「契約年齢」は「契約日」時点の満年齢となります。「契約日」は、引受保険会社が責任を開始する日(責任開始日)の属する月の翌月1日になります。                                                                                     |
| 一時払保険料(元本)の制限 | 一時払保険料(元本)は、契約年齢・性別によって限度額(上限・下限)が決められています。<br><60歳・女性の例>:最低保険料1,014,351円、最高保険料:152,152,966円<br>その限度額の範囲で、1円単位でのお申込みが可能です。                                                                                                   |
| 保険料払込方法       | 一時払                                                                                                                                                                                                                          |
| 保険期間          | 90歳満期                                                                                                                                                                                                                        |
| クーリング・オフ      | この契約はクーリング・オフの対象ではありません。ご契約に際しては、十分にご検討くださるようお願いいたします。<br>この保険は、保険料の払込方法<経路>の取扱いを「会社が指定した金融機関等の口座に送金することにより払い込む方法」に限定しております。この場合、契約のお申込みおよび保険料の送金は契約者ご自身が十分に検討した上で、自発的な意思によって行われていると考えられますので、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることはできません。 |
| 増額            | 取扱いません                                                                                                                                                                                                                       |
| 減額(一部解約)      | 基本保険金10万円以上10円単位で取扱いします。<br>※ただし減額後の基本保険金は200万円以上10万円単位で金額とします。                                                                                                                                                              |
| 契約者貸付         | 1万円以上1,000円単位で、解約払戻金の80%以内の範囲で取扱いします。貸付金の利息は引受保険会社の定める利率により複利計算します。                                                                                                                                                          |
| 保険期間の変更       | 取扱いません                                                                                                                                                                                                                       |

## ご注意点

- 新ユニット・リンク保険(有期型)は、特別勘定の運用実績に応じて、積立金、死亡保険金・高度障害保険金、解約払戻金、満期保険金が増減(増減)する保険です。運用の成果により高い収益性も期待できますが、一方株価、金利、為替の変動による運用リスクを負うこともあり、成果とリスクがともに契約者に帰属することになります。将来受け取る解約払戻金および満期保険金は保証されたものではなく、払込保険料総額を下回ることもありますので十分ご検討のうえお申込みください。
- 告知書扱でお申込みできる基本保険金(死亡・高度障害保険金の最低保証額)には限度額(上限・下限)があります。上限となる基本保険金(死亡・高度障害保険金の最低保証額)は契約年齢別に、20歳から39歳:1,500万円、40歳から60歳:1,200万円、61歳から80歳:1,000万円となります。告知書扱の上限を超えた場合は診査扱となります。また基本保険金(死亡・高度障害保険金の最低保証額)の下限は、契約年齢にかかわらず一律200万円となります。基本保険金(死亡・高度障害保険金の最低保証額)は10円単位で計算されます。ご健康状態などを告知書へ正確に告知してください。
- 重要なことがらについて告知されなかったり事実と違うことを告知されたりしますと、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。ご契約が解除されますと保険金のお支払いはいたしません。この場合、解除の際にお支払いする解約払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。



# お客様への情報提供

## 郵 送

下記のお知らせ・案内をご送付します。



### ご契約現況のお知らせ〈年1回(年単位の契約応当日)〉

#### 【内 容】

- ご契約内容
- 解約払戻金
- 積立金残高の割合など
- 保障内容
- 契約者貸付金ご利用残高

### 特別勘定運用実績案内〈年2回(4月・10月)〉

#### 【内 容】

- ご契約内容
- 解約払戻金の経過
- 積立金割合の経過
- 保険金額の経過など

### 新ユニット・リンク保険(特別勘定)決算のお知らせ〈年1回(7月)〉

#### 【内 容】

- 特別勘定の運用経過
- 特別勘定の運用収支状況
- 特別勘定資産残高の状況
- 年度末保有契約高など

## 電 話

お電話でお問い合わせください。



### クレディ・スイス生命 カスタマーサービスセンター

フリーコール **0120-922-255** (平日9:00~18:00)

#### 【サービス内容】

- 死亡保険金額・解約払戻金額等のご照会
- 積立金移転のお手続き※
- 契約内容変更のお手続き
- 特別勘定グループのご照会など

※ご利用に際しては別途お申込みが必要です。

## インターネット

インターネットでご覧ください。



### クレディ・スイス生命 ホームページ

**http://www.cslife.co.jp**

#### 【ご覧いただける内容】

- 特別勘定の運用実績
- 商品のご案内
- 会社案内
- 閲覧資料
- クレディ・スイス・グループについて
- 特別勘定グループについて

※その他、クレディ・スイス生命保険の本社・支社に以下の閲覧資料を備付けています。

- 「クレディ・スイス生命の現状」(経営内容に関する情報提供)
- 「特別勘定の運用状況」

# クレディ・スイス生命のご紹介

クレディ・スイス生命は、世界有数のファイナンシャル・グループである、クレディ・スイス・グループの一員です。

## クレディ・スイス・グループ

クレディ・スイス・グループは、約150年の歴史と100兆円を超える運用資産を持つ世界有数のファイナンシャル・グループです。1856年にスイスのチューリッヒに誕生して以来、世界を舞台にプライベートバンキング、銀行、証券、資産運用、保険など、幅広く金融ビジネスを展開しています。

### 創 立

1856年

### 総 資 産

9621億スイスフラン  
(約83兆3234億円)\*

### 所 在 地

スイス チューリッヒ

### 運用資産総額

1兆1994億スイスフラン  
(約103兆8680億円)\*

### 格 付

(2004年6月末)

Aa3 ムーディーズ社  
長期債務格付け

\*2003年1月~12月期。  
1スイスフラン=86.60円(2003年12月30日)で算出

クレディ・スイスはスイス二大銀行のひとつとして世界中のお客様から資産をお預かりしています。



クレディ・スイス・グループ本社(チューリッヒ)



クレディ・スイス・グループは、Formula 1「ザウバー・ペトロナス」のメインスポンサーをつとめるなど、企業活動を通じて世界のスポーツや文化の振興に取り組んでいます。

クレディ・スイス生命は変額保険のパイオニアです。

## クレディ・スイス生命保険株式会社

クレディ・スイス生命は、日本における変額保険のパイオニアとして1986年にスタートしました。変額保険や変額個人年金保険などの資産運用型商品を中心に、クレディ・スイス・グループのグローバルな経験とネットワークを活かした商品およびサービスの提供に努めています。

### 創 立

1986年7月

### 総 資 産

1374億円

### 資本の額

327億2000万円

### 保険料等収入

497億6800万円

ソルベンシー・マージン比率 1673.5%

(2003年3月期決算)

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」があるかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%を上回っていれば経営の健全性に問題はないとされています。